

募集

住宅リフォーム補助金の事前受付をします

▶申し込み・問い合わせ 建築課 ☎73-3044

木工事	部屋の増減築、間仕切りの変更、床材・内壁材の変更など
屋根工事	屋根材葺き替え、雨漏り修理、屋根瓦の補修など
サッシ工事	玄関建具取り替え、断熱サッシ工事、シャッター取り付けなど
建具工事	各種建具取り替え（ドアノブ・鍵・戸車・レール取り替え）など
内装工事	床・天井・壁のクロス貼り替えなど
外装工事	外壁の改修・張り替え・塗り替え、コーキング補修など
塗装工事	屋根塗り替え、外部鉄部塗り替えなど
左官タイル工事	室内壁塗り替え、内外タイル貼り替え補修など
給排水衛生設備工事	給湯設備、浴室、洗面、トイレ、キッチン改修工事など
エクステリア工事	住宅と一体化しているテラス、ベランダの設置、改修など
省エネ設備工事	住宅に組みこまれる省エネ設備の設置工事（家庭用蓄電池、高効率給湯器、雨水貯蓄設備など）

一般住宅リフォーム・地域経済活性化事業補助金

市民の皆さんの生活環境の向上と地域経済の活性化を図るため、住宅リフォームに対する補助金を交付します。

対象となる人
市内に住所を有する人
対象となる住宅
対象となる人が現に住んでいる住宅

対象となる工事
市内の業者が行う、費用が30万円以上のリフォーム工事で、交付決定後に工事を開始し平成29年2月末日までに完了するもの（表参照）

※市内の業者とは、市内に本店を置く建築業などを営む

法人、または住所を有する個人です。対象者や対象者と同一世帯の者による工事は、対象になりません。

補助金額 工事に要した費用の20%（上限20万円）

事前受付申し込み期間
5月9日（月）～16日（月）午前9時～午後5時
※土日は除きます。

申し込み受付場所
危機管理センター2階202会議室

注意事項
・申請時にすでに開始している工事は対象になりません。
・補助金は対象世帯、対象住宅に対して1回限りです。
・応募者多数の場合は抽選となります。

募集

住宅の耐震対策の補助制度が拡充されました

▶申し込み・問い合わせ 建築課 ☎73-3044

住宅の耐震対策への補助制度を4月から大幅に見直し、次のようになりました。

補助金額

- ①耐震診断90%（上限9万円）
- ②耐震改修工事90万円まで全額補助
- ③簡易な耐震改修工事50万円まで全額補助
- ④耐震シェルター・ベッド20万円まで全額補助
- ⑤借家（要件あり）にも①～④を適用

対象となる人
補助対象住宅の所有者または所有者の承諾を得た人

住宅の要件
・市税を滞納していない人
・昭和56年5月31日以前に着工された一戸建住宅、長屋、併用住宅（住宅の用に供する部分が過半以上のものに限る）
・市内に存する自ら所有している住宅または市内に存し住宅の所有者から承諾を得た住宅であり、耐震対策を行った後も居住の場として利用されること（建て替えは不可）

・耐震改修工事などについては、事前に行った耐震

診断により倒壊する可能性が高い、または倒壊する可能性があることとされたもの

・建築基準法の規定に基づく違反がないこと

・同一事業の補助を受けていないこと

注意事項
・補助金申請前に事業に着手した場合は、補助を受けることができません。
・各要件の確認や手続き方法の説明のため、必ず、補助金交付申請の前に申込書を建築課へ提出してください。

・耐震診断は耐震診断技術者（建築士の資格を有する者で所定の講習を受講した者、または構造設計一級建築士）が行うものです。

・耐震改修の施工は県内に営業所を設けている事業者に限ります。

・リフォームを併せて行う場合は、耐震改修などに要する費用のみが対象になります。

申請期限
12月26日（月）まで
※土日、祝日は除きます。

募集

定住促進事業をご利用ください

▶申し込み・問い合わせ 田園都市推進課 ☎73-3011

若者定住促進・地域経済活性化事業補助金

若者の定住と地域経済の活性化を図るため、40歳未満の若者世帯の住宅取得に対する補助金を交付します。

対象となる人

- 交付申請日に40歳未満の人
- 交付後5年以上継続して対象となる住宅に居住する人
- 市税を滞納していない人

対象となる住宅

- 市内で新築または購入し、建物の権利に関する登記日から3カ月以内の住宅
- 市内の業者が建築した住宅、または市内の業者を通して購入した住宅
- 居住することを目的とした玄関、居室、便所、台所を



対象となる人

市への移住・定住の促進を図るため、県外から市に転入した人の住宅賃借に必要な費用の一部に対し補助金を交付します。

対象となる人

- ※次の条件をすべて満たす人
- 平成28年3月1日以降に県外から市内に転入した人
- 移住に際し、新たに住宅を賃借した契約者
- 市への転入前、3年以上県外に居住していた人

県外から転入した人へ移住促進・家賃等補助金

住宅取得に要した費用	補助金額
1,500万円以上	100万円
1,500万円未満	取得金額の20分の1

備えた住宅
補助金額

● 県税ならびに市税に滞納がない人

対象とならない人

※次のいずれかにあてはまる人

- 企業などの人事異動や就学などにより市内に定住しないことが明らかである人
- 公営住宅や社宅などに居住している人
- 3親等以内の親族と賃貸借契約をしている人
- 若者定住促進・地域経済活性化事業補助金、空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金を受けたことがある人、または受ける予定がある人
- 生活保護法に規定する住宅扶助を受けている人

● 県税ならびに市税に滞納がない人

※転入した月の翌月から2年間（24カ月）まで対象です。

②住宅初期費用補助金
住宅初期費用とは、礼金、不動産取引手数料および家賃支払保証料です。

「賃貸借契約締結に関して要した初期費用の合計額」事業主からの手当×2分の1（千円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てた額）で6万円を上限とし、1回限り支給します。

空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金

空き家バンクを通じて売買、賃貸借契約を結んだ空き家に対してリフォームを行う場合、補助金を交付します。

※各補助金の申請には、他にも要件があります。詳しくは田園都市推進課まで事前にお問い合わせください。